



発行 新潟県

第67号

令和4年9月2日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 940 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 941 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
- 942 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 943 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 944 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)
- 945 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 946 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 947 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 948 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 949 道路の区域変更(道路管理課)
- 950 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 951 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 952 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 953 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 一般競争入札の実施(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 令和4年度後期技能検定の実施について(雇用能力開発課)
- 令和4年度技能検定(随時2級、随時3級、基礎級)の実施について(雇用能力開発課)
- 砂利採取業務主任者試験の実施(河川管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会規程

- 14 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

- 104 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第940号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新潟三条ささき内科消化器内科クリニック	三条市興野1-18-13	令和4年8月1日
あらかわ歯科クリニック	村上市坂町1569番地2	令和4年7月1日
いしもと歯科	佐渡市両津湊178	令和4年6月1日

◎新潟県告示第941号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡辺医院	新発田市大手町1-7-6	令和4年6月30日
広神産婦人科医院	新発田市中央町1-3-7	令和4年6月30日
いずみ調剤薬局	十日町市駅通り5番地	令和4年7月31日
駅西調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目南7番地26	令和4年7月31日
アイン薬局 燕さわたり店	燕市佐渡653-1	令和4年7月31日

◎新潟県告示第942号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
千刈薬局	加茂市千刈1丁目50番21	育成医療・更生医療	令和4年9月1日

◎新潟県告示第943号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更 新 年 月 日
新潟聖籠病院	聖籠町大字蓮野5968番地2	腎臓に関する医療	令和4年9月1日

あさひ薬局 栃尾店	長岡市金町2丁目5番21号	育成医療・更生医療	令和4年9月1日
自然堂つるや薬局 西高田店	上越市大貫4-6-11	育成医療・更生医療	令和4年9月1日
新発田駅前薬局	新発田市諏訪町1丁目2番11号イクネスしばたMINTO館1階	育成医療・更生医療	令和4年9月1日
とようら訪問看護ステーション	新発田市荒町甲1611-8	育成医療・更生医療	令和4年9月1日

◎新潟県告示第944号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、その指定を辞退する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
社会福祉法人長岡福祉協会 長岡療育園	長岡市深沢町字高寺 2278番地8	中枢神経に関する医療	令和4年1月22日

◎新潟県告示第945号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
十日町市訪問看護ステーション おむすび	十日町市高田町3丁目南442番地	精神通院医療	令和4年9月1日

◎新潟県告示第946号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月3日(月)	午後1時から4時まで	両津総合体育館	佐渡市全域
10月4日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月5日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	佐渡市役所	
10月6日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月7日(金)	午前9時から11時30分まで		
10月11日(火)	午後1時から4時まで	相川体育館	

10月12日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月13日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	真野活性化センターいぶき21	
10月14日(金)	午前9時から11時30分まで		
10月17日(月)	午後1時から4時まで	畑野母子健康センター	
10月18日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	羽茂農村環境改善センター	
10月19日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月20日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	赤泊総合文化会館	
10月21日(金)	午前9時から11時30分まで	佐渡市役所	
10月24日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第947号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、三条市の一部を受益地域とする県営反田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年9月5日から令和4年10月4日まで

3 縦覧に供する場所

三条市役所第二庁舎農林課

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第948号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和4年9月5日から令和4年10月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	高田南部	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 350号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市椿尾字ウカケ428番3から	新	17.8～106.6メートル	84.0メートル
同市椿尾字ウカケ837番4まで	旧	15.8～106.6メートル	84.0メートル

◎新潟県告示第950号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年6月26日新潟県告示第824号）を次のとおり解除する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第951号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年6月26日新潟県告示第825号）の指定を解除する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第952号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第953号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水地区	魚沼市穴沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立環境と人間のふれあい館警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の件名及び数量

新潟県立環境と人間のふれあい館警備業務 一式

(2) 調達する役務の仕様その他明細

新潟県立環境と人間のふれあい館警備計画による。

(3) 履行期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 履行する場所等

郵便番号 950-3324 新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

新潟県立環境と人間のふれあい館

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。

(3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けている者であること。

(4) 本件と同種の業務（庁舎等の機械警備業務等）を、平成31年1月1日以降、12か月以上継続した実績を有する者であること。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等を有する者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(9) 本件入札に係る入札説明書等の交付を受けていること。

(10) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(11) 新潟県内に住所のある従業員について、個人住民税の特別徴収を実施していること。

3 入札説明書等の交付

毎週月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）を除く各日の午前9時30分～午後4時30分

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-3324 新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

新潟県立環境と人間のふれあい館

電話番号 025-387-1450

(2) 入札説明書等の交付期限

令和4年9月9日(金) 午後4時30分まで

4 入札参加者に要求される事項

本件入札に参加しようとする者は、前記3で入札説明書等（新潟県立環境と人間のふれあい館警備計画（以下「警備計画」という。）を含む。）の交付を受け、内容を確認の上、次に定めるところにより、前記2に示した入札参加資格を有することを証明できる書類を提出し、県の確認を受けなければならない。また、入札日の前日までに説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（警備計画の交付は防犯上の理由により、上記3の交付場所のみの交付とする。）

県の参加資格審査の確認により、前記2に定める参加資格がないと認められた者及び入札参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 提出期限

令和4年9月16日(金) 午後4時30分(必着)

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 警備業法第4条に基づく認定証の写し

ウ 実務実績を証明する書類

(業務委託契約書の写し又は委託先が発行した業務実績証明書等)

エ 県税の未納がないことを証明する書類

オ 個人住民税の特別徴収を行っていることを証明する書類(領収証書の写し等)

(3) 提出場所及び問合せ先

郵便番号 950-3324 新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7

新潟県立環境と人間のふれあい館

電話番号 025-387-1450

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 入札参加者は、警備計画並びに契約条項等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該警備計画等に疑義がある場合は関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、警備計画等の不知又は不明を理由として異議を申立てることはできない。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年9月22日(木) 午前10時から

(2) 場所 新潟県立環境と人間のふれあい館 1階 研修室

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所において入札書を提出すること。

ただし、代理人が提出する場合は、委任状を提出し、代理権について確認を受けること。入札書は封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名及び「令和4年9月22日入札 新潟県立環境と人間のふれあい館警備業務の入札書在中」と朱書すること。

イ 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮にも「令和4年9月22日入札 新潟県立環境と人間のふれあい館警備業務の入札書在中」と朱書して、入札執行日の前日の午後4時30分までに前記4(3)に提出しなければならない。

(2) 入札書の名義人

入札書の名義人は、本人又は代理人に限る。

(3) 入札書の記載

ア 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨に限るものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

ウ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札会場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員、立会職員及び補助職員以外の者は入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札会場に入場することができない。

7 入札代理に関する事項

入札執行日に入札に関する行為を代理人にさせようとする場合は、入札会場に入札執行職員の指示に従い委任状を提出しなければならない。

この場合、入札書等には、代理人の氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が判別し難い入札
- (3) 郵便による入札であって、6(1)イに定める日時までに到着せず、又は書留郵便以外の方法によったもの。
- (4) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札があった場合はその全部の入札
- (6) 押印すべき場所に押印のない場合
- (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者の入札
- (9) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札、及び入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

9 契約書作成の要否 要

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額に100分の10に相当する金額を加算し、当該金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げた額）以上の金額。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。保険による保証期間は、開札日当日から起算して14日以上とする。なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約保証金に関する事項

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

13 再入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。ただし、最低制限価格未満の入札者は、再度、入札に参加できない。なお、再入札は1回とする。
- (2) 初度の入札において無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語と通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）ただし、入札参加資格確認申請において、上記誓約書を提出済みの場合は、提出不要とする。
- (3) 契約の条項は、委託契約書のとおりとし、契約の相手方による作成は不要とする。

15 次の(1)～(2)のいずれかに該当する場合は、契約手続の停止を行うことがある。

- (1) 新潟県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合
- (2) 契約の相手方が契約書を作成しなかった場合

16 その他必要な事項

- (1) 競争加入者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号 950-3324 新潟県新潟市北区前新田字新々囲乙364-7
新潟県立環境と人間のふれあい館

電話番号 025-387-1450

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 (仮称) イオンスタイル新発田中田町

所在地 新発田市中田町3丁目1324 外

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和4年4月15日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

計画施設に隣接する土地で居住用の建物を建設する予定であるが、自動車の走行騒音と光の害が懸念されるため、遮音と遮光を目的とした壁の設置を要望する。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年9月2日から令和4年10月2日まで

令和4年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鍛造（ハンマ型鍛造に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び義肢・装具製作（義肢製作に係るものに限る。)

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て（学科に係るものに限る。）、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テ

クニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。))及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの(単一等級)

バルコニー施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	17,300円	11,500円

(イ) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生
さく井、鍛造、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、バルコニー施工	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	9,500円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	8,400円

(ウ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	25歳以上	25歳未満 (雇用保険 被保険者)	25歳未満 (雇用保険 未加入者)	在校生

さく井、鍛造、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、貴金属装身具製作、義肢・装具製作	17,300円	8,300円	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	5,300円	14,300円	9,500円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	3,700円	12,700円	8,400円

注 (ア)、(イ)及び(ウ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (ウ)においての「25歳未満」とは、令和4年4月1日現在において25歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

注 (ウ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)をいう。

イ 実施期日

令和4年12月5日(月)から令和5年2月12日(日)までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和4年11月28日(月)に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 電気機器組立て、配管	令和5年1月22日(日)
特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、製本、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	令和5年1月29日(日)

3級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級 バルコニー施工	
1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション	令和5年2月5日(日)

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会
 所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）
 電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和4年10月3日（月）から令和4年10月14日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で作成し、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和5年3月10日（金）に新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用

能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

令和4年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 等級別実施職種

(1) 随時2級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金、めっき（電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(2) 随時3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造（靴下製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

2 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

17,300円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,300円）

イ 実施期日

実技試験は、令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和4年10月1日(土)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 手数料

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ 随時2級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る随時3級の実技試験及び基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

ウ 随時3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令を一部改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第61条に規定する基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

エ 申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

オ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納入方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

本公告の随時2級、随時3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会(電話025-283-2155)又は新潟県産業労働部雇用能力開発課(電話025-280-5263)へ問い合わせること。

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

令和4年11月11日（金） 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602・603会議室

2 受験手続**(1) 受験願書請求先**

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

令和4年9月15日午前8時30分から令和4年10月14日午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、郵送の場合は、令和4年10月14日付け消印のあるものまでを有効とする。

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、多目的デジタルX線TVシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年9月2日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項**(1) 購入等件名及び数量**

多目的デジタルX線TVシステム

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和4年9月9日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和4年9月15日(木)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Multipurpose Digital X-ray TV System [1]set
 - (2) Deadline for bid submission:
5 : 00P.M. September 9, 2022
 - (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital
*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata
〒957-8588
JAPAN
TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

新潟県選挙管理委員会規程第14号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
村上市	(略) 新潟県厚生農業協 同組合連合会 介 護医療院 瀬波	(略) 村上市瀬波温泉 2丁目4番15号	村上市	(略) 新潟県厚生農業協 同組合連合会 介 護医療院 瀬波	(略) 村上市瀬波温泉 2丁目4番15号
	<u>山北徳洲会 介護 医療院</u>	<u>村上市勝木1340- 1</u>			
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 住宅型有料老人 ホーム スマイル ホームみずき野	(略) 新潟市西区みず き野6-5-1	新潟市西区	(略) 住宅型有料老人 ホーム スマイル ホームみずき野	(略) 新潟市西区みず き野6-5-1
	<u>特別養護老人ホー ム てらお愛宕の 園</u>	<u>新潟市西区寺尾 東1丁目18番29 号</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第104号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和4年9月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
秋葉区新津健康センター	新潟市秋葉区程島 1979番地4	はつらつホール	293.00 (旧360.00)	令和4年4月1日